

取扱区分：「公開」

平成26年第1回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成26年1月10日(金) 午前10時02分～

於：キリンビバレッジ周南総合スポーツセンター 1階カルチャールーム

平成26年第1回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成26年1月10日（金） 午前10時02分 ～ 10時54分

2 場 所 キリンビバレッジ周南総合スポーツセンター 1階カルチャールーム

3 会議に付した議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	特定農用地利用規程の認定について	1件
報告第1号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	1件
報告第2号	農地法第4条の規定による農地転用届出受理の取消 について	1件
報告第3号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	11件
報告第4号	非農地証明について	8件
報告第5号	農地法第18条の規定による通知について	1件

4 出席委員

第1番	久保忠雄君	第2番	笠井保雄君
第3番	河内邦雄君	第4番	大田幹代君
第5番	杉村洋治君	第7番	福田栄司君
第8番	安永守君	第9番	岩田学君
第10番	村木実君	第11番	松田孝行君
第12番	徳原尚一君	第13番	山崎光夫君
第14番	水井規雅君	第15番	石村敏昭君
第17番	白石純治君	第18番	小林一雄君
第19番	福田みどり君	第20番	杉村龍男君
第21番	藤井和典君	第22番	梅田洋治君

第24番 大江 静人 君 第25番 弘中 壽 君
第26番 江波 一男 君 第27番 田中 榮作 君
第28番 野村 一男 君 第29番 藤井 孝 君
第30番 西田 孝美 君 (職務代理者)
第31番 杉村 勝美 君 (会長)

5 欠席委員

第6番 歳光 時正 君 第16番 實近 浩司 君
第23番 椎木 人志 君

6 関係人

なし

7 事務局職員

局長 兼 重輝 美 次長 西村 一成
次長補佐 徳本 純子 書記 田原 勉

事務局

皆さん、おはようございます。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は31名中28名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第6番歳光時正委員、第16番實近浩司委員、第23番椎木人志委員で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前10時02分 ～ ）

議長

それでは只今より、平成26年第1回周南市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、周南市農業委員会会議規則第6条の規定により、議席及び議席番号の変更を行います。

本年7月23日までの議席及び議席番号は、只今着席されている議席及び議席番号といたします。本年、農業委員の全国統一選挙が行われますので、7月23日までの議席及び議席番号ということで進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

これより、議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第8番、安永 守委員さん、第21番、藤井和典委員さんのご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

まず、議案第1号を議題といたします。

事務局よりの議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案3件でございます。

1 番からご説明いたします。

申請地は、●●地区の市街化調整区域の大字●●字●●に所在する農用地区域外農地の田 2 筆で、合計面積は、2, 7 4 0 平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、申請地を相続しましたが、通作困難なため、申請地を譲受人に譲り渡すこととされ、譲受人は、申請地を譲り受け、規模拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第 1 号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、農業専従であり、自己所有農地に近接する申請地を譲り受け、営農活動に力を入れられるものであり、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第 2 号の農業生産法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第 5 号の下限面積要件ですが、取得後の農地は 1 7 4 アールで、当地区の 3 0 アールの下限面積要件を満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第 7 号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされることとあり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第13番

第1番について、去る1月7日に、譲渡人と譲受人と3者で現地にまわりまして調査をいたしました。その結果をご報告いたします。

申請地は、譲渡人の自宅から10数キロ離れた所でありまして、今耕作はされておきませんが、2回草刈りをされよく管理をされておきます。しかし譲渡人が高齢になったことや、後継者がいないこと、さらに申請地は自宅から遠距離にあるため、通作管理に困っておられたようでございます。

こうした中で、この度、申請地が譲受人の農地と一部隣接しており耕作に便利であることから、譲受人から要望があり、今回双方の話がまとまったものでございます。

また申請地は、譲受人の自宅から比較的近距离にあり農業に大変熱心な方で、当地区でも他に農地を預かって水稻の作付け等をしておられます。農繁期には、長男が帰って農業を手伝っておられるようでございます。

このようなことから、譲受人は経営規模の拡大に意欲的に取り組んでおられ、これからも水稻の作付けや野菜作りをされるようございまして、何ら問題になることはないと思われましますので、よろしくご審議の程お願いいたします。以上です。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの説明をお願いいたします。

事務局

2番について、ご説明いたします。

申請地は、●●地区の非線引きの●●都市計画区域内の大字●●字●●に所在する農用地区域外農地の田4筆、畑1筆の計5筆で、合計面積は、3,121平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、耕作困難となったため、譲受人の申し出もあり、申請地を譲受人に譲り渡すこととされ、譲受人は、農業に興味関心があり、申請地を譲り受け、新規に就農されるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、好きな農業を楽しみ、収穫の喜びを生きがいのひとつとしたいとのことであり、新規就農ではありますが、農業の経験はあるとのことです。

また、家族で耕作されること、トラクター、田植機、草刈機等の農機具を所有されていること、通作距離は、自宅から約5キロメートルであること、とのことであり、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は31アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされるほか果樹、野菜、花卉等を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番

2番について、昨年の12月30日、申請人と現地で確認いたしましたので、報告いたします。

先程ありましたように、申請地は、JR●●線●●駅の北側、国道●●号線を挟んだ向かい側の小高い丘の上に位置し、周囲は山林で空家も増え、農地も荒廃しつつあります。

農地の現状は、●●の●は、地目は畑ですが笹が繁茂しております。これは、狭小の農地です。●●の●、●、●、●は、地目は田で現在はきれいに草が刈ってあります。この田は、2年ほど前までは、水稻の作付けがされていたそうです。

譲渡人は、一昨年母親が死去され、お父さんも亡くなっておられます。自分は●●市に在住し、会社勤務で農業や農地管理ができないのと、譲受人の申し込みがあったので、この度譲り渡したいとのことでした。

譲受人は、予てより農業に興味関心が深く、この農地は日当たりよく、自宅からも近く適しており、休耕状態だったので譲り渡しをお願いしたとのことでした。

申請地は、自宅から約5キロメートル、車で約10分程度と近く、取得後は、好きな農業を楽しみ、収穫の喜び、生きがいの一つでもあり、果樹、花卉、水稻栽培に取り組み、有機栽培、減農薬にも努めたいということです。

農機具も現在所有しているのと、譲り渡しを受けるということです。以前は農機具販売会社に勤務しておられたので、修理は得意とのことでした。

新規就農でございますが、この地域も空家、耕作放棄地が加速的に増えている現状から、新規就農者が増え農地維持ができることは、大変喜ばしいことだと思います。以上問題ないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの説明をお願いいたします。

事務局

3番について、ご説明いたします。

申請地は、●●地区の白地地区の大字●●字●●、字●●に所在する農用地区域内農地の田3筆、農用地区域外農地の田1筆の計4筆で、合計面積は10,532平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、父である貸付人は、高齢で耕作困難となったため、子である借受人が、使用貸借により申請地を借り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、借受人は、申請地を借り受け、営農活動に力を入れられるものであり、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込されます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、借受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると思込されます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は1,212アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、借受人自らが耕作されますので、転貸には当たらないと考えております。

次に、第7号の地域調和要件ですが、借受人は、水稻を作付けするほか、野菜を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第9番

この件に関しましては、昨年10月下旬頃に本人から相談を受けました。
いろいろ話をしましたが、3条でやった方がいいのではないかとということで、
事務局に相談して手続きをしたらどうかというような方向で行きました。

この借受人は、面積を見ていただいたら11ヘクタールで、書いてありませんが、秋になったらライスセンターをやっており、乾燥機10台、粃摺り機も6インチを2台持ってやっています。

経営規模が結構大きいのですが、この借受人は養子なんです。貸付人の子供が娘しかいないので、長女と一緒になっていて、10何年前から貸付人の家に一緒に住んで農業をやっています。今回父が認めたのでしょう。譲り渡そうということになったようです。

ここの地区は●●地区とって、18ヘクタールぐらい田がありますが、この●●という地区は、私も1ヘクタールぐらい作っていて、シーズンになるとしばしば顔を会わせて話をしますが、まじめな人間です。

忘れられたかも分かりませんが、一昨年ですか、農業新聞へ掲載されたのがこの借受人です。それから年金の申し込みを2人受けたのもこの借受人です。農業委員会の方にも非常に協力をしており、問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号を議題といたします。

事務局よりの議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第2号「特定農用地利用規程の認定について」

農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第24条の規定により、周南市長より、別紙のとおり、特定農用地利用規程の認定について、諮問を受けたので意見を求める。

平成26年1月10日 提出 周南市農業委員会会長 杉村勝美

別添の別紙「●●地区特定農用地利用規程（案）」をご覧いただきたいと思
います。

それでは、ご説明いたします。

平成25年12月13日に、●●地区において、「農業経営基盤強化促進法」に基づく事業「農用地利用改善事業」を実施するため、「●●地区農用地利用改善団体」より「●●地区特定農用地利用規程」の認定について、周南市長へ申請がございました。

「●●地区農用地利用改善団体」は、平成25年12月12日に設立され、農用地利用改善団体の設立要件としては、その地域内の農用地の所有権や利用権等の権利を有する者の3分の2以上が構成員となっていることが必要で
ございまして、●●地区農用地利用改善団体は、この要件を満たしておりま

す。

また農用地利用改善事業につきましては、農業経営基盤強化促進法第23条から25条に定めがございますが、この事業は、地縁的なまとまりのある地域において、集落機能の活用を通じて農業者等が自主的な合意のもとに、作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善を行う仕組みを「特定農用地利用規程」として定めて市町村の認定を受け、事業を実施することとなっております。

「●●地区特定農用地利用規程」は、●●地区の農業振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進することを目的に制定されたものでございます。

具体的な内容としましては、農作業の効率化を図るため、組合員それぞれの特性や体力に応じて必要な役割を担い、組合員全員で地域農業に参画することとしております。組合員は過剰な投資を避け、農作業の受委託、農作業の共同化を計画的に進めるものとなっております。また、地区内において労働力不足等で自ら農用地の耕作が困難になった場合、農作業の受け手組織に委託できる等でございます。

この規程におきましては、農作業の受け手組織として「農事組合法人●●」を指定しており、法人へは地域内の農用地の2分の1以上を利用権設定等により集積するとの目標を定めております。この規程が認定された後は「農事組合法人●●」は、特定農業法人という位置付けになります。

これまで周南市におきましては、地区内の効率的、安定的な農業経営に資するかどうかのご意見を皆様よりいただき、周南市が認定をしたことにより現在10団体となっており、●●地区が認定されれば11団体となります。

今回、「●●地区農用地利用規程」を周南市が認定するにあたりましては、周南市農業委員会の意見を聴取することとなっておりますので、周南市長より諮問があったものでございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第20番

集積目標の方がすごく大きいんですが、これはどういう計画なんですか。

事務局

地区担当の●●委員さん、今の質問に対して何かございませんでしょうか。

議長

今の質問に対しまして、地元の農業委員さんの方で何かございませんか。

第11番

1年越しの問題なんです。特定農業法人に対して、それに耐える体力があるかとかいろいろな問題があったんです。

確かに、目標は11.4ヘクタールです。今現在が1.3ヘクタールです。5年間で達成できると思っていないんです。いろいろ問題があるんです。ひとつは農機具の問題、もうひとつは後継者の問題です。農機具について言えば、今は古い農機具だと思っています。これだけの面積をやろうとしたら、2回も3回も買い替えなければできないような状況だと思います。補助金との関係がありますが、今現在水稲に対しては補助金というのは出ません。実際は、全部自己負担の中で農機具等は揃えなければいけないだろうと思います。

農林課の人と随分この関係でやり合いました。後継者は、今おられないんです。10年計画の間に責任が持てるのかと言えば、この3月農業大学を卒業される人が就職されるということです。その人を後継者として育てあげるので、見て下さいとこういう話です。3年とか5年とかかけて後継者を育てて法人化というのだったら全面的に賛成したんですが、その辺については不安材料というのがあります。

そうは言ってもやろうということに対して、私たちの方からだめですということにならないと言う所から設立という結果になりました。11.4ヘクタールの目標面積達成と言う意味で言えば、難しいのではないかと考えています。

第 20 番

地域の合意はあるんですか。あるんだろうと思いますが、年度別に集積の計画というのができるのではないですか。

第 11 番

できないです。今皆自作でやっています。自分たちの田は自分たちの田ということでやっています。ここの土地の田というのは、特定農業法人に預けるような田ではないんです。誰も作らないような土地に対して特定農業法人を作ってできない所をカバーするという土地ならいいんですが、ここの土地というのは誰かが作れるという状況です。なぜここを特定農業法人にせざるを得ないのかという部分に対して、疑問があります。

●●でも今二つですか特定農業法人を作ってやっておられます。現状を見ますと、相当きつような所、法人がいなければ荒れるであろうという所が特定農業法人になっていると思います。その辺についてもものすごく疑問の所があります。現実としては、特定農業法人の趣旨には添わないと思います。

議長

ここにもありますように、諮問を受けており、皆さんのご意見を受け賜るということになっておりますので、皆さん方のご賛同が得られれば諮問に対して答申して行きたいと思っております。

そのエリアの中を一つの法人が預かってすぐやれるというのなら、話がよく分かるんですが、先程ありましたように、まだ個々それぞれの農家が耕作している、そしてその中で順次できなくなる可能性も高齢の方も多いためある訳ですが、できなくなった所から耕作して行こうというような形が、特定農用地利用と感じております。

●●でもやっておりますが、先般も総会があり出席しましたが、農家からの意見も別がないし、今の所耕作をしてやがてはその時点が来た時願いますというような状況でございます。

本日も農林課の方から説明に来るようお願いした訳なんです、農業委員会も事務局或いは地区の農業委員さんもその中で話を聞いておられる、把握しておられるので、その中で説明をお願いしたいという話でしたので、●●委員さんの方から説明頂いた訳でございます。

第30番 あくまでも、25年の12月12日から設立するというので、スタートしている訳です。

第11番 スタートしています。

第30番 それを否定する訳にいきません。

第11番 スタートしていますから、5年先10年先を見守って行こうという考え方を持っています。ただ、いろんな状況の中で先走りをしているような感じがします。

第8番 特定農業法人ということで、先程も質問されておりましたが、地域の理解という話、特定という母体がある訳です。地域全体の人を作って下さいと言われてできた法人であれば、それは止められません。そういうことはきちんと整っているのかということを知りたいです。

 母体がきちんとしているのか、関係者が何人おられるのか、契約をしておられるのか、書類ができているのか、皆さんが特定農業法人としてやって下さいと言っておられるのかどうか、質してみてもどうでしょうか。どういうふうな手続きをしておられるのでしょうか。印鑑を押したものがあるのでしょうか。名簿はあるのでしょうか。

議長 これには、名簿はついておりませんが、地権者の方が全部入っていると思いますので、名簿はあると思います。

事務局 先程ご説明いたしました、●●地区農用地利用改善団体の設立要件は、その地域内の農用地の所有権や利用権等の権利を有する者の3分の2以上が構成員となっていることが必要ということで、人数的には3分の2以上という要件は満たしているということです。改善団体の会員の人数は31人です。

第 8 番

地域全体は何人ですか。

事務局

地域全体の人数の資料は、今手元に持っていないんですが、会員は 31 人ということで、設立総会があった時に、事務局の方も 1 名出席しましたのでその時の資料ではそういうふうになっております。

第 11 番

実際作っている人は 15 名くらいです。その中には法人もおられます。この母体というのは中山間なんです。中山間の中に吸収をしようということであくまでも母体というのは中山間なんです。中山間の中に入っている人たちの中で、今度それを母体に切り替えたような感じなんです。法人自体がどうかということではなく、最終的には中山間という一つの統合体、その中に特定農業法人というような見方で理解してもらえたら、一番分かりやすいのではないかと思います。

議長

その他ご意見等がございましたらお願いします、よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

いろいろ疑問点を持っておられる方もあるかと思いますが、今後利用規程を進めて行く上で市長の方に承認の報告をしなければなりませんので、これで意見を打ち切らせていただきます。

議案第 2 号につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第 2 号につきましては、承認する旨市長に答申いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第 1 号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の3ページをお願いいたします。報告第1号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は1件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第1号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

続きまして、報告第2号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の4ページをお願いいたします。報告第2号「農地法第4条の規定による農地転用届出受理の取消について」を、ご説明いたします。

平成25年11月15日付けで受理し、平成25年12月6日の第12回総会において報告いたしました、「農地法第4条の規定による農地転用届出」1件につきまして、取り消しの届出がございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

なお、次の報告第3号でご説明いたしますが、新たに、農地法第5条の規定による農地転用届出書が提出されております。以上でございます。

議長

只今の報告第2号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

続きまして、報告第3号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の5ページから6ページをお願いいたします。報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は11件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

なお、6ページの番号6番は、報告第2号でご説明いたしました、農地法第4条の規定による農地転用届出受理の取り消しの届出をしたものを、新たに届けられたものでございます。以上でございます。

議長

只今の報告第3号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

続きまして、報告第4号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の7ページから8ページをお願いいたします。報告第4号「非農地証明について」を、ご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。

今回は8件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第4号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

続きまして、報告第5号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の9ページをお願いいたします。報告第5号「農地法第18条の規定による通知について」を、ご説明いたします。

農地の賃貸借の解約等については、農地法第18条の規定により賃貸借の当事者は、農業委員会の許可を受けなければ、賃貸借の解除ができないとされております。

一方、第18条第1項のただし書きの規定により、合意による解約が許可を要しないで行われた場合には、同条第6項の規定によりこれらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされております。

議案書のとおり、1件許可を要しない合意による解約が行われた旨の通知が、農業委員会に提出されました。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第5号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成26年第1回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時54分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成26年1月10日

周南市農業委員会

会 長 杉 野 勝 美

委 員 安 永 守

委 員 森 井 和 典